

議案第68号

木津川市手数料条例の一部改正について

木津川市手数料条例（平成19年木津川市条例第61号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月19日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）」の公布により、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）」の一部が改正され、令和6年3月1日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市手数料条例の一部を改正する条例（案）

木津川市手数料条例（平成19年木津川市条例第61号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料の名称	単位	額	手数料の名称	単位	額
(1)～(5) (略)	(略)	(略)	(1)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) 改製原戸籍に記載した事項に関する証明手数料	<u>1件</u> につき	450円	(6) 改製原戸籍に記載した事項に関する証明手数料	<u>1通</u> につき	450円
(7)・(8) (略)	(略)	(略)	(7)・(8) (略)	(略)	(略)
(9) 戸籍に関する <u>届書等</u> に記載した事項又は <u>届書等</u> 情報の内容の証明書の交付手数料	1通につき	350円	(9) 戸籍に関する <u>届書</u> に記載した事項の証明書の交付手数料	1通につき	350円
(10) 戸籍に関する <u>届書等</u> 又は <u>届書等</u> 情報の内容を表	1件につき	350円	(10) 戸籍に関する <u>届書</u> の閲覧手数料	1件につき	350円

<u>示したものの閲覧手数料</u>		
<u>(1 1) 広域交付の戸籍の全部事項証明書 (戸籍謄本) 交付手数料</u>	<u>1 通につき</u>	<u>4 5 0 円</u>
<u>(1 2) 広域交付の除かれた戸籍の全部事項証明書 (除籍謄本) 交付手数料</u>	<u>1 通につき</u>	<u>7 5 0 円</u>
<u>(1 3) 広域交付の改製原戸籍謄本の交付手数料</u>	<u>1 通につき</u>	<u>7 5 0 円</u>
<u>(1 4) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 (総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により戸籍電子証明書提供用識別符号の請求、発行を</u>	<u>1 件につき</u>	<u>4 0 0 円</u>

行う場合及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の全部及び個人事項証明書（戸籍謄抄本）等の請求を行う場合を除く。）

(15) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料
（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の請求、発行を行う場合及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に

1件につき

700円

<p><u>係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の全部及び個人事項証明書（除籍謄抄本）等の請求を行う場合を除く。）</u></p>					
<p><u>(16) ~ (52)</u> (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p><u>(11) ~ (47)</u> (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。